

2001年4月に北海道ニセコ町で日本初の自治基本条例が制定されてから25年が経過した。地方分権の波に乗って全国各地の自治体で制定が進められたが、近年制定の動きはほとんど見られなくなっている。節目の年に自治基本条例項目の一つである見直し規定について取り上げてみたい。

誕生から四半世紀を迎えた自治基本条例

—— 見直し規定の現状に特化して ——

北海道本部／公益社団法人北海道地方自治研究所／研究員 高野 譲

はじめに

北海道ニセコ町が日本で初めて「まちの憲法」として、自治体運営の基本理念や方向性を規定したまちづくり基本条例を施行したのが2001年4月。それから四半世紀が過ぎた。当時は地方分権真っただ中、地方自治研究者の尽力もあり、まちづくり基本条例や自治基本条例を制定する自治体は右肩上がりに増えていった（以下、「自治基本条例」とする）。ところが、地方分権から中央集権への揺り戻し、自民党によるネガティブキャンペーンなどもあって¹制定数は伸び悩み、公共政策研究所の調べでは近年制定された自治基本条例は1～2条例程度となっている。

筆者は修士論文で自治基本条例の現状分析に取り組み、縁あって苫小牧市自治基本条例第30条に規定されている苫小牧市民自治推進会議の委員、さらには会長の機会をいただいたこともあって、制定自治体が減少してもなお自治基本条例の動向を注視してきた。

自治基本条例に規定される項目は首長の責務や住民参加、情報公開、危機管理など多岐に渡るが、筆者は苫小牧市市民自治推進会議の任期中に取り組んだ見直し作業がきっかけになって、見直し規定について興味関心を有するようになった。苫小牧市自治基本条例は第29条で「4年を超えない期間ごとに見直し」と定期的な見直しを明記していたが、実際は国の法令等の改正に合わせた随時の見直し・改正が数件程度あったと記憶している。いずれも語句の修正レベルであり、規定項目全ての見直しをしたわけではなかったが、それであれば定期的な見直し規定ではなく、「法令や社会情勢に応じた見直し」とした方が適切ではないか、と考えるようになった。

そこで、自治基本条例で見直し項目が①規定されているか否か、②定期的な見直しを行う場合は何年毎なのか、③見直し作業に際して住民参加制度が保障されているかに絞って調査を行った。本稿は見直し規定の実態、調査から見えてきた課題を整理したものである。

1 自治基本条例における見直し規定の現状

(1) 見直し規定の状況

自治基本条例の制定状況の調査に関しては、公共政策研究所で公開されている「自治基本条例制定一覧表」があるため、このデータを活用した。同研究所によれば、2025年10月1日時点で411の自治基本条例が制定と公表されている。筆者が20年以上前に調査した際には、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例も自治基本条例と分類していたのだが、同研究所の「自治基本条例制定一覧表」には八尾市条例は掲載されていない²。恐らく、何らかの判断基準で自治基本条例を定義しているのだろうが、ホームページ上にはそうした基準の明記が無くどういった基準で自治基本条例を分類しているかは不明である。

今回は時間的余裕もないことから、同研究所で公開されている「自治基本条例制定一覧表」に掲載されている自治体のみを対象とし、当該自治体の例規集で条文の見出しに「見直し」と記されたもの、あるいは条文中に「見直し」の文言が含まれた自治基本条例を整理したものが図表1である（以下、「例規集調査」とする）。

図表

1

	設置自治体名	名称	都道府県	施行日	見直し規定有無
1	ニセコ町	まちづくり基本条例	北海道	2001.4.1	○
2	宝塚市	まちづくり基本条例	兵庫県	2002.4.1	
3	北海道	行政基本条例	北海道	2002.10.18	
4	会津坂下町	まちづくり基本条例	福島県	2003.4.1	
5	鳩山町	まちづくり基本条例	埼玉県	2003.4.1	
6	清瀬市	まちづくり基本条例	東京都	2003.4.1	
7	羽咋市	まちづくり基本条例	石川県	2003.4.1	○
8	甲良町	まちづくり条例	滋賀県	2003.4.1	
9	杉並区	自治基本条例	東京都	2003.5.1	※
10	柏崎市	市民参加のまちづくり基本条例	新潟県	2003.10.1	
11	伊丹市	まちづくり基本条例	兵庫県	2003.10.1	△
12	東海市	まちづくり基本条例	愛知県	2003.12.22	
13	新庄村	村民一家族のむらづくり基本条例	岡山県	2004.1.1	
14	白鷹町	協働のまちづくり条例	山形県	2004.4.1	○
15	富士見市	自治基本条例	埼玉県	2004.4.1	○
16	聖籠町	まちづくり基本条例	新潟県	2004.4.1	
17	川西町	まちづくり基本条例	山形県	2004.6.23	○
18	五戸町	まちづくり基本条例	青森県	2004.7.1	
19	多摩市	自治基本条例	東京都	2004.8.1	
20	関川村	むらづくり基本条例	新潟県	2004.8.1	○
21	愛川町	自治基本条例	神奈川県	2004.9.1	
22	草加市	みんなでまちづくり自治基本条例	埼玉県	2004.10.1	
23	神石高原町	人と自然が輝くまちづくり条例	広島県	2004.11.5	○
24	伊賀市	自治基本条例	三重県	2004.12.24	○
25	九重町	まちづくり基本条例	大分県	2005.2.1	○
26	新見市	まちづくり基本条例	岡山県	2005.3.31	
27	奈井江町	まちづくり自治基本条例	北海道	2005.4.1	※
28	八戸市	協働のまちづくり基本条例	青森県	2005.4.1	○
29	文京区	「文の京」自治基本条例	東京都	2005.4.1	
30	中野区	自治基本条例	東京都	2005.4.1	○
31	足立区	自治基本条例	東京都	2005.4.1	○
32	川崎市	自治基本条例	神奈川県	2005.4.1	
33	大和市	自治基本条例	神奈川県	2005.4.1	
34	静岡市	自治基本条例	静岡県	2005.4.1	○
35	知立市	まちづくり基本条例	愛知県	2005.4.1	○
36	矢掛町	まちづくり基本条例	岡山県	2005.4.1	
37	さぬき市	まちづくり基本条例	香川県	2005.4.1	
38	秩父市	まちづくり基本条例	埼玉県	2005.5.24	○
39	岸和田市	自治基本条例	大阪府	2005.8.1	○
40	四日市市	市民自治基本条例	三重県	2005.9.1	○
41	苫前町	まちづくり基本条例	北海道	2005.10.1	○
42	三春町	町民自治基本条例	福島県	2005.10.1	
43	越前市	自治基本条例	福井県	2005.10.1	
44	豊田市	まちづくり基本条例	愛知県	2005.10.1	
45	普通寺市	自治基本条例	香川県	2005.10.1	○
46	二本松市	市政運営基本条例	福島県	2005.12.1	○
47	登別市	まちづくり基本条例	北海道	2005.12.21	
48	矢祭町	自治基本条例	福島県	2006.1.1	
49	名張市	自治基本条例	三重県	2006.1.1	
50	木曽町	まちづくり条例	長野県	2006.1.26	○
51	瀬戸内市	自治基本条例	岡山県	2006.2.13	
52	隠岐の島町	まちづくり基本条例	島根県	2006.3.27	○
53	沼田町	まちづくり基本条例	北海道	2006.4.1	※
54	遠別町	自治基本条例	北海道	2006.4.1	○
55	清水町	まちづくり基本条例	北海道	2006.4.1	○
56	長井市	まちづくり基本条例	山形県	2006.4.1	
57	金山町	まちづくり基本条例	山形県	2006.4.1	○
58	三島町	まちづくり基本条例	福島県	2006.4.1	○
59	芳賀町	まちづくり基本条例	栃木県	2006.4.1	○
60	豊島区	自治の推進に関する基本条例	東京都	2006.4.1	
61	池田市	みんなでつくるまちの基本条例	大阪府	2006.4.1	
62	大東市	自治基本条例	大阪府	2006.4.1	○
63	三次市	まちゆめ基本条例	広島県	2006.4.1	○

64	太田市	まちづくり基本条例	群馬県	2006.4.1	○
65	三鷹市	自治基本条例	東京都	2006.4.1	
66	米原市	自治基本条例	滋賀県	2006.9.1	
67	音更町	まちづくり基本条例	北海道	2006.10.1	○
68	平塚市	自治基本条例	神奈川県	2006.10.1	
69	篠山市（現：丹波篠山市）	自治基本条例	兵庫県	2006.10.1	○
70	丸亀市	自治基本条例	香川県	2006.10.1	○
71	新座市	自治憲章条例	埼玉県	2006.11.1	
72	白老町	自治基本条例	北海道	2007.1.1	○
73	多治見市	市政基本条例	岐阜県	2007.1.1	
74	吹田市	自治基本条例	大阪府	2007.1.1	○
75	芽室町	自治基本条例	北海道	2007.3.5	○
76	札幌市	自治基本条例	北海道	2007.4.1	○
77	帯広市	まちづくり基本条例	北海道	2007.4.1	○
78	留萌市	自治基本条例	北海道	2007.4.1	○
79	苫小牧市	自治基本条例	北海道	2007.4.1	○
80	稚内市	自治基本条例	北海道	2007.4.1	○
81	下川町	自治基本条例	北海道	2007.4.1	
82	遠軽町	まちづくり自治基本条例	北海道	2007.4.1	○
83	中札内村	まちづくり基本条例	北海道	2007.4.1	
84	階上町	協働のまちづくり条例	青森県	2007.4.1	○
85	大玉村	自治基本条例	福島県	2007.4.1	
86	玉村町	自治基本条例	群馬県	2007.4.1	※
87	寒川町	自治基本条例	神奈川県	2007.4.1	※
88	湯河原町	自治基本条例	神奈川県	2007.4.1	○
89	妙高市	自治基本条例	新潟県	2007.4.1	○
90	飯田市	自治基本条例	長野県	2007.4.1	○
91	千曲市	まちづくり基本条例	長野県	2007.4.1	○
92	岐阜市	住民自治基本条例	岐阜県	2007.4.1	
93	朝日町	まちづくり条例	三重県	2007.4.1	
94	豊中市	自治基本条例	大阪府	2007.4.1	△
95	柏原市	まちづくり基本条例	大阪府	2007.4.1	
96	北栄町	自治基本条例	鳥取県	2007.4.1	○
97	邑南町	まちづくり基本条例	島根県	2007.4.1	○
98	久万高原町	まちづくり基本条例	愛媛県	2007.4.1	○
99	うきは市	協働のまちづくり基本条例	福岡県	2007.4.1	○
100	甲府市	自治基本条例	山梨県	2007.6.21	△
101	佐井村	むらづくり基本条例	青森県	2007.4.1	○
102	四国中央市	自治基本条例	愛媛県	2007.7.1	○
103	秩父別町	自治基本条例	北海道	2007.7.1	
104	軽井沢町	まちづくり基本条例	長野県	2007.8.1	
105	美唄市	まちづくり基本条例	北海道	2007.9.1	○
106	遊佐町	まちづくり基本条例	山形県	2007.9.1	○
107	七飯町	まちづくり基本条例	北海道	2007.10.1	○
108	熊谷市	自治基本条例	埼玉県	2007.10.1	○
109	美里町	まちづくり基本条例	埼玉県	2007.10.1	○
110	海老名市	自治基本条例	神奈川県	2007.10.1	
111	日進市	自治基本条例	愛知県	2007.10.1	○
112	野洲市	まちづくり基本条例	滋賀県	2007.10.1	
113	新潟市	自治基本条例	新潟県	2008.2.22	
114	上川町	まちづくり基本条例	北海道	2008.4.1	
115	平取町	自治基本条例	北海道	2008.4.1	○
116	石狩市	自治基本条例	北海道	2008.4.1	○
117	花巻市	まちづくり基本条例	岩手県	2008.4.1	○
118	亘理町	まちづくり基本条例	宮城県	2008.4.1	○
119	南相馬市	自治基本条例	福島県	2008.4.1	○
120	西会津町	まちづくり基本条例	福島県	2008.4.1	○
121	小美玉市	自治基本条例	茨城県	2008.4.1	
122	日光市	まちづくり基本条例	栃木県	2008.4.1	○
123	みなかみ町	まちづくり基本条例	群馬県	2008.4.1	○
124	宮代町	まちづくり基本条例	埼玉県	2008.4.1	○
125	開成町	あじさいのまち開成自治基本条例	神奈川県	2008.4.1	○
126	上越市	自治基本条例	新潟県	2008.4.1	○
127	輪島市	自治基本条例	石川県	2008.4.1	○
128	京丹後市	まちづくり基本条例	京都府	2008.4.1	○
129	寝屋川市	みんなのまちづくり基本条例	大阪府	2008.4.1	
130	愛南町	自治基本条例	愛媛県	2008.4.1	○

131	高根沢町	まちづくり基本条例	栃木県	2008.6.10	○
132	宮古市	自治基本条例	岩手県	2008.7.1	
133	駒ヶ根市	協働のまちづくり条例	長野県	2008.7.1	○
134	志摩市	まちづくり基本条例	三重県	2008.8.1	○
135	大津町	まちづくり基本条例	熊本県	2008.9.24	○
136	出雲市	まちづくり基本条例	島根県	2008.9.29	
137	芦別市	まちづくり基本条例	北海道	2008.10.1	○
138	みよし市	自治基本条例	愛知県	2008.10.1	○
139	鳥取市	自治基本条例	鳥取県	2008.10.1	○
140	笠岡市	自治基本条例	岡山県	2008.10.1	○
141	薩摩川内市	自治基本条例	鹿児島県	2008.10.12	○
142	雲南市	まちづくり基本条例	島根県	2008.11.1	
143	福津市	みんなですすめるまちづくり基本条例	福岡県	2008.12.1	○
144	あわら市	まちづくり基本条例	福井県	2009.3.1	○
145	神奈川県	自治基本条例	神奈川県	2009.3.27	
146	三笠市	未来づくり基本条例	北海道	2009.4.1	
147	福島町	まちづくり基本条例	北海道	2009.4.1	○
148	厚沢部町	素敵な過疎のまちづくり基本条例	北海道	2009.4.1	
149	上富良野町	自治基本条例	北海道	2009.4.1	○
150	幌延町	まちづくり基本条例	北海道	2009.4.1	○
151	士幌町	まちづくり基本条例	北海道	2009.4.1	○
152	おいらせ町	自治基本条例	青森県	2009.4.1	○
153	洋野町	まちづくり基本条例	岩手県	2009.4.1	○
154	東松島市	まちづくり基本条例	宮城県	2009.4.1	○
155	宇都宮市	自治基本条例	栃木県	2009.4.1	
156	川口市	自治基本条例	埼玉県	2009.4.1	
157	流山市	自治基本条例	千葉県	2009.4.1	○
158	国分寺市	自治基本条例	東京都	2009.4.1	※
159	大井町	自治基本条例	神奈川県	2009.4.1	○
160	箱根町	自治基本条例	神奈川県	2009.4.1	○
161	都留市	自治基本条例	山梨県	2009.4.1	○
162	朝来市	自治基本条例	兵庫県	2009.4.1	○
163	日吉津村	自治基本条例	鳥取県	2009.4.1	
164	大口町	まちづくり基本条例	愛知県	2009.6.22	○
165	にかほ市	自治基本条例	秋田県	2009.6.25	○
166	江別市	自治基本条例	北海道	2009.7.1	○
167	阪南市	自治基本条例	大阪府	2009.7.1	○
168	養父市	まちづくり基本条例	兵庫県	2009.7.1	○
169	越谷市	自治基本条例	埼玉県	2009.9.1	○
170	由布市	住民自治基本条例	大分県	2009.9.25	○
171	奥州市	自治基本条例	岩手県	2009.10.1	○
172	古賀市	まちづくり基本条例	茨城県	2009.10.1	○
173	三郷市	自治基本条例	埼玉県	2009.10.1	○
174	小平市	自治基本条例	東京都	2009.12.22	○
175	伊予市	自治基本条例	愛媛県	2010.1.1	
176	高松市	自治基本条例	香川県	2010.2.15	○
177	那珂市	協働のまちづくり推進基本条例	茨城県	2010.3.25	○
178	綾瀬市	自治基本条例	神奈川県	2010.3.25	
179	名寄市	自治基本条例	北海道	2010.4.1	○
180	八雲町	自治基本条例	北海道	2010.4.1	○
181	和寒町	自治基本条例	北海道	2010.4.1	○
182	置戸町	まちづくり基本条例	北海道	2010.4.1	○
183	鹿追町	まちづくり基本条例	北海道	2010.4.1	○
184	田子町	協働のまちづくり条例	青森県	2010.4.1	○
185	田野畑村	協働のむらづくり基本条例	岩手県	2010.4.1	○
186	柴田町	住民自治によるまちづくり基本条例	宮城県	2010.4.1	○
187	ひたちなか市	自立と協働のまちづくり基本条例	茨城県	2010.4.1	○
188	春日部市	自治基本条例	埼玉県	2010.4.1	※
189	羽生市	まちづくり自治基本条例	埼玉県	2010.4.1	○
190	北本市	自治基本条例	埼玉県	2010.4.1	○
191	茅ヶ崎市	自治基本条例	神奈川県	2010.4.1	○
192	魚沼市	まちづくり基本条例	新潟県	2010.4.1	○
193	小諸市	自治基本条例	長野県	2010.4.1	○
194	輪之内町	まちづくり基本条例	岐阜県	2010.4.1	○
195	安城市	自治基本条例	愛知県	2010.4.1	○
196	亀山市	まちづくり基本条例	三重県	2010.4.1	○
197	大阪狭山市	自治基本条例	大阪府	2010.4.1	○

198	明石市	自治基本条例	兵庫県	2010.4.1	○
199	生駒市	自治基本条例	奈良県	2010.4.1	
200	備前市	まちづくり基本条例	岡山県	2010.4.1	○
201	防府市	自治基本条例	山口県	2010.4.1	○
202	熊本市	自治基本条例	熊本県	2010.4.1	○
203	合志市	自治基本条例	熊本県	2010.4.1	○
204	えびの市	自治基本条例	宮崎県	2010.4.1	
205	出水市	自治基本条例	鹿児島県	2010.4.1	○
206	石垣市	自治基本条例	沖縄県	2010.4.1	○
207	黒松内町	みんなで歩むまちづくり条例	北海道	2010.5.7	
208	南足柄市	自治基本条例	神奈川県	2010.10.1	○
209	北九州市	自治基本条例	福岡県	2010.10.1	○
210	北見市	まちづくり基本条例	北海道	2010.12.21	○
211	厚木市	自治基本条例	神奈川県	2010.12.24	○
212	嘉麻市	自治基本条例	福岡県	2010.12.28	○
213	新十津川町	まちづくり基本条例	北海道	2011.1.1	○
214	練馬区	区政推進基本条例	東京都	2011.1.1	○
215	一宮市	自治基本条例	愛知県	2011.1.1	○
216	京都府	行政運営の基本理念・原則となる条例	京都府	2011.1.1	
217	須崎市	自治基本条例	高知県	2011.1.1	○
218	中頓別町	自治基本条例	北海道	2011.3.22	○
219	函館市	自治基本条例	北海道	2011.4.1	○
220	美幌町	自治基本条例	北海道	2011.4.1	○
221	別海町	自治基本条例	北海道	2011.4.1	○
222	新宿区	自治基本条例	東京都	2011.4.1	○
223	燕市	まちづくり基本条例	新潟県	2011.4.1	○
224	湯沢町	まちづくり基本条例	新潟県	2011.4.1	○
225	白山市	自治基本条例	石川県	2011.4.1	○
226	上田市	自治基本条例	長野県	2011.4.1	△
227	上松町	まちづくり基本条例	長野県	2011.4.1	○
228	垂井町	まちづくり基本条例	岐阜県	2011.4.1	○
229	刈谷市	自治基本条例	愛知県	2011.4.1	※
230	江南市	市民自治によるまちづくり基本条例	愛知県	2011.4.1	
231	高浜市	自治基本条例	愛知県	2011.4.1	○
232	長浜市	市民自治基本条例	滋賀県	2011.4.1	○
233	島本町	まちづくり基本条例	大阪府	2011.4.1	○
234	穴栗市	自治基本条例	兵庫県	2011.4.1	○
235	四万十町	まちづくり基本条例	高知県	2011.4.1	○
236	宮若市	自治基本条例	福岡県	2011.4.1	○
237	基山町	まちづくり基本条例	佐賀県	2011.4.1	○
238	筑紫野市	市民自治基本条例	福岡県	2011.6.29	△
239	所沢市	自治基本条例	埼玉県	2011.7.1	
240	八潮市	自治基本条例	埼玉県	2011.7.1	○
241	大磯町	自治基本条例	神奈川県	2011.9.1	○
242	和泉市	自治基本条例	大阪府	2011.9.1	○
243	魚津市	自治基本条例	富山県	2011.9.21	○
244	白岡市	自治基本条例	埼玉県	2011.10.1	
245	阿賀野市	まちづくり基本条例	新潟県	2011.10.1	○
246	牧之原市	自治基本条例	静岡県	2011.10.1	○
247	加須市	協働によるまちづくり推進条例	埼玉県	2011.10.5	△
248	矢板市	まちづくり基本条例	栃木県	2011.11.1	○
249	鳴門市	自治基本条例	徳島県	2011.11.1	○
250	西和賀町	まちづくり基本条例	岩手県	2012.1.1	○
251	小田原市	自治基本条例	神奈川県	2012.1.1	○
252	山陽小野田市	自治基本条例	山口県	2012.1.1	○
253	土別市	まちづくり基本条例	北海道	2012.4.1	○
254	中標津町	自治基本条例	北海道	2012.4.1	○
255	登米市	まちづくり基本条例	宮城県	2012.4.1	○
256	鹿沼市	自治基本条例	栃木県	2012.4.1	○
257	久喜市	自治基本条例	埼玉県	2012.4.1	
258	加賀市	市民主役条例	石川県	2012.4.1	○
259	坂井市	まちづくり基本条例	福井県	2012.4.1	○
260	瑞穂市	まちづくり基本条例	愛知県	2012.4.1	
261	池田町	まちづくり条例	岐阜県	2012.4.1	○
262	近江八幡市	協働のまちづくり基本条例	滋賀県	2012.4.1	○
263	草津市	自治体基本条例	滋賀県	2012.4.1	
264	丹波市	自治基本条例	兵庫県	2012.4.1	○

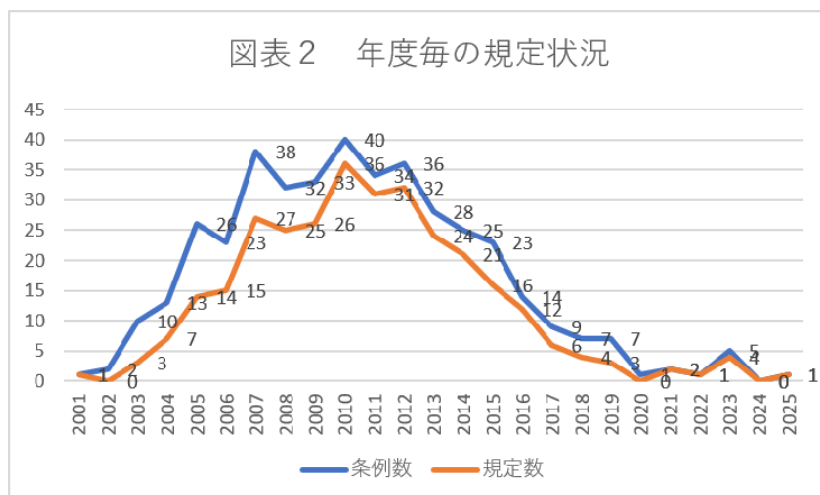
265	大和郡山市	自治基本条例	奈良県	2012.4.1	○
266	庄原市	まちづくり基本条例	広島県	2012.4.1	
267	対馬市	市民基本条例	長崎県	2012.4.1	○
268	大分市	まちづくり自治基本条例	大分県	2012.4.1	△
269	西原町	まちづくり基本条例	沖縄県	2012.4.1	○
270	大空町	自治基本条例	北海道	2012.6.21	○
271	米子市	市民自治基本条例	鳥取県	2012.6.27	○
272	庄内町	みんなが主役のまちづくり基本条例	山形県	2012.7.1	○
273	南砺市	まちづくり基本条例	富山県	2012.7.1	○
274	川根本町	まちづくり基本条例	静岡県	2012.7.1	○
275	三田市	まちづくり基本条例	兵庫県	2012.7.1	○
276	七尾市	まちづくり基本条例	石川県	2012.9.1	○
277	東海村	自治基本条例	茨城県	2012.10.1	○
278	栃木市	自治基本条例	栃木県	2012.10.1	○
279	鴻巣市	自治基本条例	埼玉県	2012.10.1	○
280	泉南市	自治基本条例	大阪府	2012.10.1	○
281	相生市	自治基本条例	兵庫県	2012.10.1	○
282	三好市	まちづくり基本条例	徳島県	2012.10.1	○
283	豊後大野市	まちづくり基本条例	大分県	2012.10.1	○
284	鈴鹿市	まちづくり基本条例	三重県	2012.12.1	○
285	北上市	自治基本条例	岩手県	2013.1.1	○
286	潟上市	自治基本条例	秋田県	2013.1.1	○
287	八頭町	自治基本条例	鳥取県	2013.1.1	○
288	新ひだか町	まちづくり自治基本条例	北海道	2013.1.7	○
289	栗山町	自治基本条例	北海道	2013.4.1	○
290	斜里町	自治基本条例	北海道	2013.4.1	○
291	むかわ町	まちづくり基本条例	北海道	2013.4.1	○
292	十和田市	まちづくり基本条例	青森県	2013.4.1	○
293	調布市	自治の理念と市政運営に関する基本条例	東京都	2013.4.1	○
294	山北町	自治基本条例	神奈川県	2013.4.1	○
295	富士河口湖町	自治基本条例	山梨県	2013.4.1	○
296	掛川市	自治基本条例	静岡県	2013.4.1	○
297	碧南市	協働のまちづくりに関する基本条例	愛知県	2013.4.1	○
298	新城市	自治基本条例	愛知県	2013.4.1	○
299	岩倉市	自治基本条例	愛知県	2013.4.1	
300	西脇市	自治基本条例	兵庫県	2013.4.1	○
301	佐用町	まちづくり基本条例	兵庫県	2013.4.1	○
302	糸島市	まちづくり基本条例	福岡県	2013.4.1	
303	臼杵市	まちづくり基本条例	大分県	2013.4.1	
304	小林市	まちづくり基本条例	宮崎県	2013.4.1	○
305	三股町	まちづくり基本条例	宮崎県	2013.6.28	○
306	愛荘町	自治基本条例	滋賀県	2013.7.1	※
307	福岡町	自治基本条例	兵庫県	2013.7.1	○
308	杵築市	自治基本条例	大分県	2013.7.1	
309	横手市	自治基本条例	秋田県	2013.10.1	○
310	甲斐市	まちづくり基本条例	山梨県	2013.10.1	○
311	姫路市	まちづくりと自治の条例	兵庫県	2013.12.20	○
312	恵庭市	まちづくり基本条例	北海道	2014.1.1	○
313	東郷町	自治基本条例	愛知県	2014.1.1	○
314	門真市	まちづくり基本条例	大阪府	2014.1.1	※
315	南風原町	まちづくり基本条例	沖縄県	2014.1.1	○
316	郡上市	住民自治基本条例	岐阜県	2014.3.27	※
317	小樽市	自治基本条例	北海道	2014.4.1	○
318	旭川市	まちづくり基本条例	北海道	2014.4.1	△
319	湧別町	自治基本条例	北海道	2014.4.1	○
320	滝沢市	自治基本条例	岩手県	2014.4.1	○
321	白河市	自治基本条例	福島県	2014.4.1	
322	真岡市	自治基本条例	栃木県	2014.4.1	
323	大田原市	自治基本条例	栃木県	2014.4.1	※
324	下野市	自治基本条例	栃木県	2014.4.1	○
325	益子町	まちづくり基本条例	栃木県	2014.4.1	○
326	東村山市	みんなで進めるまちづくり基本条例	東京都	2014.4.1	
327	中井町	自治基本条例	神奈川県	2014.4.1	○
328	河南町	まちづくり基本条例	大阪府	2014.4.1	○
329	上牧町	まちづくり基本条例	奈良県	2014.4.1	○
330	佐賀市	まちづくり自治基本条例	佐賀県	2014.4.1	○
331	日田市	自治基本条例	大分県	2014.4.1	○

332	いちき串木野市	自治基本条例	鹿児島県	2014.4.1	○
333	読谷村	自治基本条例	沖縄県	2014.4.1	○
334	ふじみ野市	自治基本条例	埼玉県	2014.6.26	○
335	戸田市	自治基本条例	埼玉県	2014.7.1	○
336	箕輪町	協働のまちづくり基本条例	長野県	2014.7.1	○
337	焼津市	自治基本条例	静岡県	2014.10.1	○
338	関市	自治基本条例	岐阜県	2014.12.25	
339	安平町	まちづくり基本条例	北海道	2014.12.26	○
340	鏡野町	輝くまちづくり基本条例	岡山県	2015.3.1	○
341	安八町	自治基本条例	岐阜県	2015.3.12	○
342	岩見沢市	まちづくり基本条例	北海道	2015.4.1	○
343	弘前市	協働によるまちづくり基本条例	青森県	2015.4.1	
344	真鶴町	自治基本条例	神奈川県	2015.4.1	○
345	清川村	自治基本条例	神奈川県	2015.4.1	○
346	十日町市	まちづくり基本条例	新潟県	2015.4.1	○
347	村上市	まちづくり基本条例	新潟県	2015.4.1	
348	野々市市	まちづくり基本条例	石川県	2015.4.1	○
349	高森町	まちづくり基本条例	長野県	2015.4.1	○
350	小牧市	自治基本条例	愛知県	2015.4.1	
351	愛西市	自治基本条例	愛知県	2015.4.1	
352	吉野町	まちづくり基本条例	奈良県	2015.4.1	○
353	飯南町	次世代につながるまちづくり基本条例	島根県	2015.4.1	○
354	桂川町	自治基本条例	福岡県	2015.4.1	○
355	宇佐市	自治基本条例	大分県	2015.4.1	○
356	東川町	まちづくり基本条例	北海道	2015.7.1	○
357	杉戸町	自治基本条例	埼玉県	2015.7.1	○
358	瑞浪市	まちづくり基本条例	岐阜県	2015.7.1	○
359	龍ヶ崎市	まちづくり基本条例	茨城県	2015.9.1	○
360	釧路市	まちづくり基本条例	北海道	2015.10.1	○
361	長崎市	よかまちづくり基本条例	長崎県	2015.12.1	
362	西川町	まちづくり基本条例	山形県	2016.1.1	○
363	宮田村	むらづくり基本条例	長野県	2016.1.1	
364	山県市	まちづくり基本条例	岐阜県	2016.3.18	
365	青森市	まちづくり基本条例	青森県	2016.4.1	○
366	加美町	まちづくり基本条例	宮城県	2016.4.1	○
367	茂原市	まちづくり条例	千葉県	2016.4.1	○
368	羽島市	まちづくり基本条例	岐阜県	2016.4.1	○
369	小山町	自治基本条例	静岡県	2016.4.1	○
370	甲賀市	まちづくり基本条例	滋賀県	2016.4.1	○
371	土佐清水市	みんなでまちづくり条例	高知県	2016.4.1	○
372	占冠村	むらびと条例	北海道	2016.6.1	○
373	会津若松市	自治基本条例	福島県	2016.6.29	
374	大仙市	まちづくり基本条例	秋田県	2016.10.1	○
375	玉名市	自治基本条例	熊本県	2016.10.1	○
376	尼崎市	自治のまちづくり条例	兵庫県	2016.10.8	
377	北広島町	まちづくり基本条例	広島県	2017.2.10	○
378	いわき市	以和貴まちづくり基本条例	福島県	2017.3.30	○
379	野木町	自治基本条例	栃木県	2017.4.1	
380	上野原市	まちづくり基本条例	山梨県	2017.4.1	○
381	安曇野市	自治基本条例	長野県	2017.4.1	△
382	長和町	住民自治基本条例	長野県	2017.4.1	○
383	室戸市	まちづくり条例	高知県	2017.4.1	○
384	太宰府市	自治基本条例	福岡県	2017.4.1	○
385	古賀市	まちづくり基本条例	福岡県	2017.4.1	○
386	田川市	市民協働のまちづくり条例	福岡県	2017.4.1	
387	喜多方市	自治基本条例	福島県	2017.6.16	
388	余市町	自治基本条例	北海道	2018.4.1	○
389	東栄町	まちづくり基本条例	愛知県	2018.4.1	○
390	福知山市	自治基本条例	京都府	2018.4.1	
391	長久手市	みんなでつくるまち条例	愛知県	2018.7.1	
392	松田町	自治基本条例	神奈川県	2018.10.1	○
393	壱岐市	自治基本条例	長崎県	2018.12.18	○
394	佐野市	自治基本条例	栃木県	2019.1.1	
395	七戸町	まちづくり基本条例	青森県	2019.4.1	
396	市貝町	サシバの里いちかい基本条例	栃木県	2019.4.1	○
397	東秩父村	自治基本条例	埼玉県	2019.4.1	
398	橋本市	自治と協働をはぐむ条例	和歌山県	2019.4.1	○

399	香美市	協働のまちづくり条例	高知県	2019.6.26	
400	犬山市	協働のまちづくり条例	愛知県	2019.7.1	※
401	津海市	自治基本条例	岐阜県	2019.9.24	
402	武蔵野市	自治基本条例	東京都	2020.4.1	
403	王寺町	まちづくり基本条例	奈良県	2021.4.1	○
404	広陵町	自治基本条例	奈良県	2021.6.1	○
405	浦安市	まちづくり基本条例	千葉県	2022.4.1	○
406	美瑛町	自治基本条例	北海道	2023.4.1	○
407	利根町	みんなのまち基本条例	茨城県	2023.4.1	○
408	白子町	まちづくり基本条例	千葉県	2023.4.1	
409	河合町	まちづくり自治基本条例	奈良県	2023.4.1	○
410	木城町	日々新まちづくり条例	宮崎県	2023.4.1	○
411	伊奈町	まちづくり基本条例	埼玉県	2025.4.1	○

なお、表内に記されている○印、△印、※印の考え方について、○印は条文の見出しに「見直し」及び条文中に「見直し」の文言が記載されているもの、△印は条文に記載はないが附則で規定されているもの、※印は見出しに「見直し」との記載はないが、別規定の条文中等に「見直し」の文言が含まれているものとした。

また、例規集調査では条文の見出しや条文中に「検証」、あるいは「検討」と記した自治基本条例もいくつか確認されている。ただ、条例の運用状況を検証・検討したからと言って見直しするとは限らないことから、本稿では「検証」「検討」の見出しがある自治基本条例は除外した。その上で、自治基本条例の項目として「見直し規定」を有するのは411条例中311条例で、規定率では75.6%となっている。



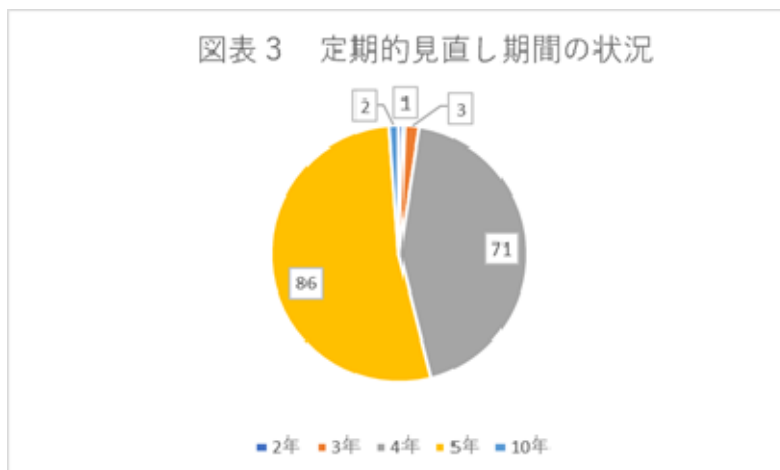
次に、見直し規定が制定年度でどのように変化しているかを整理したものが図表2である。公共政策研究所調査によれば自治基本条例の制定ピークは2010年度の40条例、見直し規定に関しても同じ2011年度（40条例中36条例、規定率90%）となっている。ただし、規定率で見ると2011年度の方が91.2%（34条例中31条例）と僅かに高い。

2010年度以降、自治基本条例の制定は一部年度を除き右肩下がり減少していくのだが、見

直しの規定率を見ると2012年度88.9%、2013年度85.7%、2014年度84.0%、2016年度85.7%、2017年度77.8%、2021年度及び2022年度100%、2023年度80%、2025年度100%というように、比較的高い規定割合を保っている。こうしたことから、見直し規定は自治基本条例に必要な項目であると言っても良いだろう。

（2）定期的見直し規定（見直し期間）の状況

前述のように、7割以上の自治基本条例で見直し規定が置かれているわけだが、見直し規定の中には埼玉県美里町のような「町は、この条例がまちづくりの推進にふさわしいものであるかどうかを常に検討し、社会情勢の変化等によりこの条例の見直しの必要性が生じた場合には、町民の意見を適切に反映しながら、遅滞なく条例の見直しを行うものとする」として、社会情勢等の変化に応じて見直しに着手する自治基本条例と、筆者が見直し作業に関わった苫小牧市のような「市は、この条例の施行の日から起算して4年を超



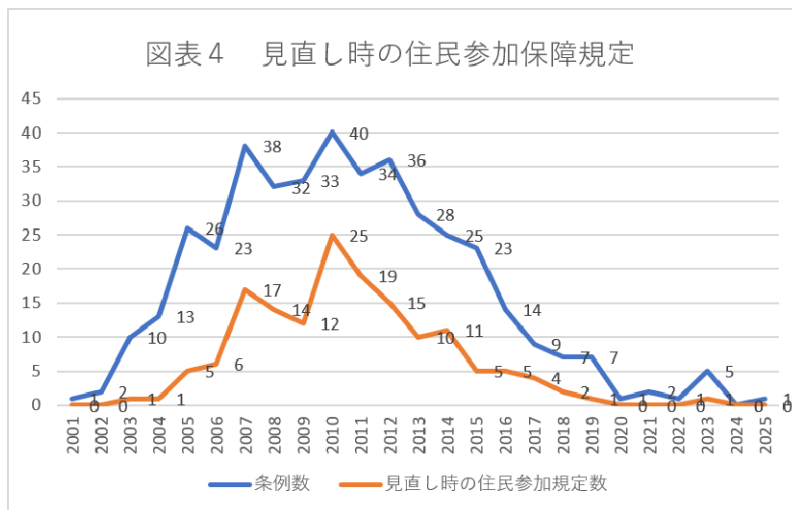
えない期間ごとに、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする」と規定して、社会情勢の変化などとは関係なく数年に一度定期的な見直しを実施する自治基本条例の2種類に分類されることから、その状況について確認・整理したものが図表3である。

見直し規定の有する311条例中、165条例で定期的な見直し実施が記されていた。規定率では52.8%となり、見直し規定を持つ自治基本条例の半数超にも上る。見直しの期間については「5年ごと・超えない期間」など「5年」と規定しているのが86条例と最も多く、以下、「4年ごと・超えない期間」など「4年」が71条例、「3年ごと・超えない期間」など「3年」は3条例、「10年ごと・超えない期間」など「10年」が2条例、「2年ごと・超えない期間」など「2年」が1条例となっている。なお、長野県高森町まちづくり基本条例（2015年4月1日施行）は第19条「検証及び見直し」の中で、「町は、この条例の施行の日から2年以内、その後は5年を超えない期間ごとに、町民の思いやその時点の社会情勢に照らして検証し、その結果に基づき、必要に応じこの条例の見直しを行います」と規定されているが、筆者の調査では5年に分類した。

見直し期間を5年とする理由としては、総合計画の基本計画期間を5年とする自治体が多いことから、そのタイミングと自治基本条例見直しを紐づけしていると思われる³。4年とするのは、首長や議員の任期が4年であることが理由であろう。一方、「2年を超えない期間」と規定する北海道置戸町は、見直しを行うまちづくり基本条例委員会の任期が2年であることが理由と考えられる。期間を3年以内とする大阪府豊中市は「法的安定性を確保するという観点と、市民自治の推進状況や社会経済情勢の変化を評価するのに必要な期間を考え、3年を目途に条例の運用状況を検討することとしたものです」と逐条解説に記載があるため⁴、これが3年とする理由であろう。このように見直し期間を何年に設定するかは、自治体の判断や意向が強く反映されていると言えよう。

（3）見直し時に住民参加を保障しているかの状況

定期・不定期問わず、見直し作業を行う際に住民の意見を聞き反映させる、あるいは住民が参画している審議会等で条文見直しについて議論するといったように、見直し時の住民参加を保障しているかを整理したのが図表4である。



見直し時に住民参加を保障しているのは見直し規定を持つ311条例中、154条例で規定率は49.3%であった。年度毎で確認すると、最も多かったのが2010年度の25条例、規定率では62.5%、以下2011年度の19条例、55.9%、2007年度の17条例、44.7%と続いている。

なお、定期的な見直しと住民参加保障の両方を規定しているのは95条例あり、定期的見直し規定を持つ165条例の半数以上（規定率57.5%）であった。

2 例規集調査から見てきた課題

（1）そもそも定期的な見直しは必要なのか

前述したように、今回の調査では165条例で定期的な見直しを規定していたわけだが、そのほとんどが「5年を超えない期間ごとに」（遊佐町条例）や「4年を超えない期間ごとに」（苦前町条例）となっており、こうした規定を持つ自治基本条例の場合、基本的には定めた年数に到達しない限り見直し作業は行わないと思われる。しかしながら、地方を中心に人口減少・縮小社会が当初の予測よりかなり早いスピードで進んでいること、社会情勢が目まぐるしく変化している現状の中で、見直し機会が4～5年間無いことが自治体・住民双方ともに果たして良いのかとの疑問が残る。

ちなみに、今から5年前の2021年はコロナ禍真っただ中であり、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が出され住民の日常生活が制限を受けていたほか、自治体や議会では制定していたBCP（事業継続計画）が感染症に対応していない、防災備蓄品の中にマスクが含まれていないなど対応に迫られた。ただ、感染症法分類が五類となった2023年5月8日以降、新型コロナ感染症自体が遠い過去の話となってしまうように、わずか5年でも社会情勢

が大きく動くのが昨今の特徴でもある。

一方、美瑛町のように首長や議会の在任中に必ず見直すことを義務付けた条例もある⁵。近年、首長の不祥事多発で議会から不信任決議が提出され首長が辞職を選択、あるいは辞職せず議会を解散するなど首長、議会共に任期4年を全うできないケースや、それがきっかけで首長選と議員選にずれが生じるケースも散見される。在任期間と連動した条例で首長が辞職・失職した場合、どのような見直し対応を取るのか興味が湧くが、職員目線で言えば事務が滞ることに変わりなく、他の事務遂行にも影響を及ぼす。そうした意味からも、定期的ではなく社会情勢等に応じ見直しと規定した方が良くはないかと考えている。

しかしながら、定期的な見直し規定はデメリットばかりではない。見直し作業を行うことで首長や議員はもちろん、職員・住民も自治基本条例を再認識する機会に繋がる。さらに、住民や議会のコンセンサスを無視する暴走型の首長であれば、政策や事業を進める上で弊害となる自治基本条例の見直しや廃止も考えられるが、定期的な見直し規定を有していれば、根拠がないままの改正や条例廃止は困難であり、抑止力としてのメリットもある。

そうした前提で考えると、4年ないし5年と言った定期的な見直し規定は置いたまま、法令改正や社会情勢の変化、あるいは首長交代と言ったタイミングで見直しが実施できるような文言追加が必要ではなからうか。例規集調査の中で、犬山市条例が「前項に定める見直しは、この条例の施行の日から起算して5年ごとに行うものとします。ただし、5年未満における見直しを妨げません」（下線部は筆者が追記）と規定しており、筆者の考えに近い内容となっていた。定期的な見直し規定を有する自治体においては、次回見直し時の検討事項とすべきではないだろうか。

（２）見直し時の住民参加の保障

筆者は過去の自治基本条例の研究と審議会委員の経験から、見直し時には住民の意見を聞くといった住民参加鉄手続は不可欠であり、これに関する規定は当然置くべきと考えていたのだが、今回の調査から見直し規定を有する自治基本条例の半数でしか見直し時の住民参加機会を保障していないことが明らかになった。特に直近5年間で制定された8条例のうち、見直し時の住民参加機会の保障を規定したものは1条例しかなく、見直し時の住民参加機会は限られていることも確認できた。

見直し時に住民参加の機会を保障しない理由としては、見直し作業が住民、職員双方とも負担が大きいことが考えられる。自治体が住民参加の手法としてよく利用しているのはアンケート、パブリックコメント、住民説明会、審議会が挙げられるが、自治基本条例の見直しであれば審議会への答申・検討、そこで議論された見直し案に対するパブリックコメントの利用が想定される。担当職員は審議会メンバーの募集や会議の運営、論点整理などに携わることになるが、審議会にどのような住民が公募するか分からない上、小規模自治体では職員が町内会などの地域団体に依頼しなければ審議会メンバーを確保できない話も良く見聞きする。筆者の経験でも、見直しに関しては長時間の議論になることが多く、審議会の開催時間も参加者が出席しやすいよう夜間だったことを考えれば、担当職員の負担はかなり大きいと言える。

一方、住民の多くは自分の住むまちに自治基本条例があることすら知らないのが実態であろう。筆者が関わっていた苫小牧市でも、住民に対する自治基本条例の周知・啓発活動として「自治基本条例『なぜなに教室』（リーフレット）の作成・配布・公表のほか、中学生に対する出前講座などを実施していたが、苫小牧市民自治推進会議委員が交代する度に、担当職員が新加入委員に向け自治基本条例の制定理由や内容をレクチャーしていたことを踏まえると、住民にとって自治基本条例が身近な条例であると言い難かった。このような状況で条例の見直しに関する意見を求められたとしても、答えられる住民は皆無と思われる。

さらに言えば、住民参加の手法自体が25年前の地方分権改革のころからほとんど変化がない点も住民参加機会の保障に影響を及ぼしていると考えている。例えば、労働組合のアンケート調査はGoogleフォームを活用するようになり、集計結果は楽に早く公表されるようになったが、自治体に限らず公的機関が実施するアンケートの基本は紙媒体のままである。住民参加は自治基本条例の見直しに限らず、自治体政策を進める上で必要不可欠な手続きであることから、住民・職員双方の負担を減らすためにも住民参加手法の改善やデジタル化・DX化を進めていく必要があるのではなからうか。

むすびにかえて

全国に411ある自治基本条例のうち、7割以上の311条例で見直し規定が置かれていることが明らかとなり、見直し規定のある311条例中165条例で定期的な見直し規定、154条例で見直し時の住民参加を保障していることも確認できた。例規集調査から見てきた定期的見直しの必要性、見直し時の住民参加機会の保障に対する疑問は機会を見て制定自治体へのヒアリング調査などを行い、研究を深化させていきたいと考えている。

今回、自治基本条例の見直し規定に限定して現状について調査を行ったが、筆者が学生時代に調査・研究した20年前とは自治体が置かれている環境が大きく変化し、他の規定項目についても変化しているような印象を持った。さらに言えば、例規集調査の際、自治基本条例を全面改定し名称も変更した事例や、条文内で最高規範性を謳いながら例規集の「総則」に記載されていない自治基本条例が確認されるなど、新たな疑問も浮上している。

冒頭でニセコ町まちづくり基本条例が施行されてから25年と述べたが、議会運営の基本ルールなどを規定した栗山町議会基本条例も施行から20年を迎えた。いずれも二元代表制の根幹となる条例で、どちらも地方分権がきっかけで誕生したのだが、制定数を見ると議会基本条例の方が圧倒的に多く、普及の視点で言えば自治基本条例と議会基本条例では別な道を歩んだと言えよう。筆者が所属する公益社団法人北海道地方自治研究所では節目を迎えた両基本条例について、多角的視点から取り上げる機会を設け、皆さんに情報提供・発信していきたいと考えている。

¹ 自民党政務調査会、「チョット待て！！“自治基本条例”～つくるべきかどうか、もう一度考えよう～」、2012. 4。内容については、一般財団法人地方自治研究機構ホームページ内になる自治基本条例のページにリンクがあり確認できる。

² ちなみに、八尾市条例にも見直し規定は置かれている。

³ 「地方自治体における総合計画の計画期間のトレンド～基本構想、基本計画、実施計画の計画期間とは～」、三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2025年3月31日。

⁴ 「豊中市自治基本条例逐条解説」、豊中市、2007年5月。豊中市条例は見直し規定が附則に置かれており、P42に解説がある。

⁵ 「美瑛町自治基本条例原案」、美瑛町まちづくり委員会、2022年8月。同案によれば、専門部会で条例の見直しについて「第1項では、自治基本条例が現在の美瑛町にふさわしいか、社会経済情勢に適合しているか、適切なタイミングで検討することができるように、見直しの期間を設けています。また、見直しの期間は、議員及び町長の任期である4年とすることで、在任中に必ず自治基本条例について見直すことを義務付けています」とある。